

### 3月号 (534号)

次の事例における X, Y, Z の罪責を論じなさい (特別法違反の点を除く)。

A 県立医科大学 (A 医大) は、公立大学法人 A 県立医科大学が運営する医学部だけの単科大学である。A 医大医学部には、内科学教室、外科学教室などの臨床医学教室 (臨床教室) がある。A 医大附属病院には、内科、外科などの診療科が設けられているが、これらの診療科は、例えば、附属病院の内科と医学部の内科学教室というように、臨床教室に対応する。人的構成上も、臨床教室の主任教授はそれに対応する診療科の部長を務めるなど、いわば一体の組織とされる。A 医大病院の各臨床科では、関連病院とされる A 県内の公立ないしは民間の病院と連携しており、主任教授の推薦で、教室に所属する医師をこれらの病院に常勤または非常勤の医師として派遣している。なお、A 医大の教授以下の教員は、教育公務員特例法の規定により公務員とされる。A 医大外科学教室の主任教授である X も、附属病院の外科部長を兼ねており、准教授をはじめとする教員、医員、研究員ら、教室に所属する約 40 名の医師を統括していた。

A 県の隣県で民間病院を経営する Y は、A 県内の B 病院を買収してその経営に乗り出したが、B 病院では、十分な技量を有する外科医を確保できなかった。A 県内で医院を営む知人 Z にこのことを相談したところ、Z は、「自分は A 医大外科の X 教授と学生時代から懇意にしているので、A 医大から優秀な先生を送ってもらうように頼んでやる。」と応じた。

後日、Z は X のもとを訪れ、Y の依頼について相談したところ、X は「いい話だ。うちの教室員の勉強になる。」と快諾した。Z の訪問から 1 か月後、X の推薦で、A 医大外科学教室研究員である C 医師が B 病院で勤務を始めた。その後、Y は、医師派遣のお礼を申し述べるために、Z とともに X の教授室を訪問した。その際、Y は「この度は、大変お世話になりました。」と云って、現金 50 万円の入った封筒を差し出した。X は、「教室員の勉強のためにしたことなので、こんなことをしてもらっては困ります。」と云って、これを押し返した。Z は、X が学究肌の教授で、教室員の派遣に謝礼など受け取らないことを知っていたので、Y の行動に困惑した。しかし、ここは Y の顔を立てる必要があると考え、X に対し、「Y もいったん出したものを持ち帰ることはできないよ。研究費の足しだと思って、何とか受け取ってくれないかな。」など云って必死に懇願したところ、X は「そこまでいうなら仕方ないな。」と云って、封筒を受け取った。

2月号 (533号)

次の事例における X および Y の罪責を論じなさい (A 社ないしはその従業員に対する詐欺および特別法違反の点を除く)。

X は、複数の消費者金融業者から借金を重ね、返に窮していた。特に某社の督促は厳しく、明後日までに貸金を返済しなければ、勤務先に乗り込むといわれた。そのため、X は何とか某社の返済をしたかったが、現状では消費者金融業者から新たに借り入れができないため、友人 Y の名義で借り入れることを思いついた。Y にこのことを話すと、Y は、「名義は貸してやるから、借金した額の 2 割を謝礼としてよこせ。もちろん、借金はお前がするのだから、返済のことは知らんよ。」といわれた。X は Y の要求を受け入れ、本人確認書類として、Y の健康保険証と住民票の写しを預かった。その翌日、X は、A 社の無人自動契約コーナーで、100 万円を限度とする極度借入基本契約の申込書に Y の住所氏名等を記入し、これと Y から預かった健康保険証および住民票の写しを機械に読み込ませて、それらの書面の画像を受付担当の A 社従業員 B および C に提示し、ローンカードの発行を受けた。X はそのカードを用いて 50 万円を借り受け、このうち 10 万円を Y に渡し、40 万円を某社への返済に充てた。

## 1 月号 (532 号)

次の事例における X の罪責を論じなさい (特別法違反の点を除く)。

H 高校では、学生食堂がなかったことから、昼食の利便のために生徒向けのキッチンカーを導入していた。キッチンカーの利用は、希望する生徒が確実に昼食を購入できるよう、事前注文制にしていた。具体的には、キッチンカーの利用を希望する生徒は、希望日の前日午後 5 時まで、注文用ウェブサイト (以下、サイトという) で、希望のメニュー、学年、クラスおよび氏名を登録し、購入の際には、キッチンカーの係員に上記の情報を告げ、係員はサイトの情報を確認した上で、代金と引き換えに商品を渡すことになっていた。さらに、H 高校のキッチンカーを請け負う A 社は、食品ロスが出ないように、事前注文された分しか商品を販売せず、サイトにこのことを明記しており、H 高校も学校通信などで、サイトで事前注文をしていない生徒はキッチンカーを利用できないことを周知していた。

H 高校 2 年生の X は、普段は弁当を持参していたが、ある日の登校後、弁当を自宅に忘れてきたことに気づいた。X の自宅は日中誰もいないため、家族に弁当を届けてもらえない。H 高校では、キッチンカーの導入の際に購買部でのパンなどの販売をやめており、また、終業時間まで校外に出ることは校則で禁止されていた。そのため、昼食の確保に窮した X は、キッチンカーを利用しようと考え、購入の列に並んだ。順番を待つ間、他の生徒が氏名等を告げて昼食を購入するのを見て、X は、キッチンカーが事前注文制であることをはじめて知った。そのため、X は購入を諦めようかと思ったが、クラブの後輩 B が、キッチンカーのロコモコ丼が好きでよく購入するといっていたのを思い出した。そこで、X は自分の順番が来た際に、係員 C に対し、自分は 1 年 D 組の B でロコモコ丼を注文した旨告げたところ、C は B から注文があることを確認し、現金 700 円を受け取ってロコモコ丼を X に手渡した。その後、B がロコモコ丼を購入しようとしたところ、C から、B には販売済みであると告げられた。B は生徒手帳を見せて本人だと主張したが (H 高校は、校内でのスマートフォンの使用を校則で禁止していた)、C は、同じ生徒に重複して販売できないとして譲らず、結局 B は昼食を購入できなかった。

その後、B からの相談を受け、事態を重くみた H 高校は、A 社に対し、販売時の本人確認の強化を申し入れるとともに、今回のような場合に備え、販売数に余裕を持たせることを提案した。これに対し A 社は、今回の事例は偶発的なものだとし、現場の係員の負担や食品ロスを理由に、いずれも拒否した。

## 12月号 (531号)

次の事例における X および Y の罪責を論じなさい (建造物侵入および特別法違反の点を除く)。

私立 H 高校は、V 競技の強豪校として知られ、2023 年 8 月に開催された夏の全国大会で優勝した。表彰式で授与された優勝カップは、翌年の大会の開会式で返還されるまで、校長室で保管されることになった。

H 高校の教員 X は、かねてより校長の学校運営に不満を持っていたことから、優勝カップを紛失すれば校長の責任問題になると思い、校長を困らせる目的で優勝カップを校長室から持ち出そうと考えた。そこで X は、夏期休暇中の他の教職員が不在の時間帯に、用務員室に保管されていた校長室の鍵を無断で持ち出して室内に立ち入り、優勝カップを「倉庫部屋」と呼ばれる普段授業で使用しない教室に運んだ上で、その天井裏に隠した (行為 1)。その後すぐに、X は校長室の鍵を用務員室内の保管場所に戻した (鍵の持ち出しも含めて、行為 2)。

数日後に登校した校長は、優勝カップがなくなっていることに気付き、1 週間ほど学校中総出で探したが見つからなかった。そのため、校長は警察に盗難の被害届を提出するとともに、V の全国競技連盟に優勝カップの紛失を報告した。X は優勝カップを「倉庫部屋」の天井裏に放置したまま、2023 年 9 月末に H 高校を退職した。

H 高校の生徒 Y は、冬期休暇中の部活動の帰りにたまたま「倉庫部屋」に立ち入ると、天井板の一部がわずかにずれていることに気付いた。そこで、机に乗って天井裏を覗いてみると、以前に盗難騒ぎのあった優勝カップがあるのを発見した。Y は冬期休暇が明けたら担任教師に渡すつもりで、優勝カップを鞆に入れて自宅に持ち帰った (行為 3)。その翌日、Y は友人 F に優勝カップのことを話すと、F は、「このカップを売って儲けよう。お前は H 高校の生徒だから足が付くので、俺が売ってきてやる。」と言い出した。Y は最初、「学校の大事なものなので、そんなことできない。」と断ったが、高価なゲーム用パソコンがほしかったこともあり、結局、提案に応じて F に優勝カップを預けた (行為 4)。F は、記念品などを取り扱うブローカーと接触し、優勝カップを 100 万円で売却した。F は、そのうちの 30 万円を手数料としてもらい受け、現金 70 万円を Y に渡した。

11 月号 (530 号)

次の事例における X, Y, Z の罪責を論じなさい。

政治団体 P に所属する X, Y らは、某日午後 2 時から 1 時間の予定で、Q 電鉄 R 駅出入口付近の路上において街頭宣伝活動（街宣活動）を行っていた。その様子は、代表者 Y が拡声器を使って演説を行いながら、それに呼応して、X ら仲間 4 名が団体の主張をシュプレヒコールするものであった。X らが街宣活動を行っていた場所は、オフィスや商店が立ち並ぶ R 市の中心街で、駅利用者等が行き交っていたが、街宣活動が通行の妨げになることはなく、時折、通行人が足を止めて Y の演説を少し聞いては立ち去る程度であった。

かねてより P の主張に反感を持っていた Z は、P が某日に街宣活動を行うとのうわさを耳にし、これを妨害しようと考えた。Z は、街宣活動の数日前に、R 駅のある地域を管轄する S 警察署の警備課に匿名の電話をかけ、P のメンバーが街宣活動を装い小型爆弾を使ったテロを計画しているとのうその情報を伝えた。部下からこのことを聞いた S 警察署警備課長 A は、P は穏健な政治団体で街宣活動等でのトラブルもなく、某日の街宣活動には署長の道路使用許可が出ていたことから、電話の内容を不審に思った。しかし、念のため街宣活動当日は、B を現場責任者とし、10 名の私服警官を付近に配置して警戒に当たさせた（その中には、当日別の業務を行う予定であった者が数名いた）。また、A は R 駅長 C に街宣活動のことを伝えたが、警察が対応するので何もしなくてもよい旨申し添えていた。

某日午後 2 時 15 分ころ、C は、拡声器から聞こえてくる演説の内容やシュプレヒコールが不快に思えてきた。C は、A からテロのことも聞いていたので、街宣活動を止めさせようと思い立ち、R 駅助役 D にその旨言いに行くよう指示した。D は駅を出て、すぐそばにいた X に対し、「街宣をやめろ。」といったが、X は「表現の自由を邪魔しないでください。警察の許可もあります。」とあって、S 署長名義の道路使用許可証を示した。D は、「道路の使用許可は関係ない。通行の邪魔で、うちのお客様の迷惑にもなるから、すぐにやめなさい。」と要求したが、X は聞き入れず、「表現活動を妨害するな。」と強い調子でいった。これに憤慨した D は、X の身体を両手で押した。X は怒り心頭に発し、「邪魔するなといってるだろ。」と大声で怒鳴り、また、その様子を目にした Y は、「表現活動の妨害はやめなさい。」と拡声器で訴え始めたところ、R 駅付近に人だかりができた。その間、X と D は身体を近づけたまま何かを言い合っており、ほかの仲間はその様子を心配そうに見ていた。事態の悪化を危惧した B は、配下の警官に指示して X と D を引き離させた。Y は街宣活動の継続は困難であると判断し、拡声器で「本日は終了します。」と宣言した後、P のメンバーは引きあげたので、D も駅業務に戻った。

10月号 (529号)

次の事例における X および Y の罪責を論じなさい (特別法違反の点を除く)。

A は出生当初より筋力が弱く、嚥下障害等があり、経鼻チューブを用いて胃に栄養を注入するなどの入院治療を受けていたが、生後 4 か月の時点で、筋力が弱く運動能力の発達が遅れる病気である乳児重症型先天性ミオパチー (以下では、ミオパチーと呼ぶ) と診断された。A は、生後 7 か月で退院して、母親 X のもとで養育されることとなり (X はこの時点で A の父親と離婚していた)、生後約 8 か月になって、居住する自治体から身体障害者 1 級の認定を受けた。A は退院後も月に 1 回程度の通院治療を続けていたが、2 歳 5 か月ごろから、主治医の判断により経鼻チューブを外して食物のみから栄養を摂取するようになった。

A は 2 歳 11 か月のころには、自ら食事ができ、独立歩行もできるようになり、A を診察した主治医は、X に対し今後は相談事があるときに診察を受ければよく、定期的な診察は必要ないと告げた。そのため、これ以降、X は A に医師の診察を受けさせておらず、A の健康状態に関して医師に助言を求めることもしていなかった。この時期に、X は A を連れて再婚し、夫となった Y と同居し始めたが、Y は A と養子縁組をしなかった。Y は X から A の病気について聞かされていたものの、定期的な通院の必要もなくなったことから、病気について特段気に掛けることなく、普通の幼児のつもりで A と接していた。

その後の A の食生活は不規則なことが多く、X が食事を与えても、丸一日何も食べない日があったり、1 日 2 食や 1 食になったりすることがあった。その一方で、夜中を含む食事以外の時間に、炊飯器の米飯や冷蔵庫のアイスクリームを勝手に食べることもあった。

A は、3 歳 10 か月のころに低栄養に基づく衰弱により死亡した。実は A は自分で食事ができていたものの、通院をやめてからも、ミオパチーの病状の影響で食物を咀嚼・嚥下する力が弱かったため、生育に必要なだけの栄養を摂れていなかった (上記の異常な摂食行動もその影響によるものであった)。そのため、身長は順調に伸びていたものの、死亡した時点での体重は同年代の平均が 14~15 kg であるところ 8 kg ほどで、やせ細っていた。

X は、A が死亡するまでの間、食事や入浴、排せつなどの日常生活の世話をきちんとしており、それを通じて A の食生活や身体の発育状況について認識していたが、医師から定期的な通院の必要はないと告げられたことから、A のミオパチーは治癒しており発育が遅れているだけだと考えていた。Y は、X と結婚後は仕事の都合で家を空けることが多く、A の食生活や健康状態については特に知らなかった。

9月号 (528号)

次の事例における X および Y の罪責を論じなさい (特別法違反の点を除く)。なお、パワーショベルは、C による搬出の時点で A が占有していたものとする。

X は、以前に仕事でトラブルとなった A が山林を造成して果樹園にしようとしているのを聞き及び、これを妨害できないかと考えた。このとき、A は作業後に翌日の稼働のためにパワーショベルの始動鍵を挿したまま造成現場に置いているとの噂を、X は耳にした。そこで、X は某日深夜に現場を訪れ、懐中電灯で一帯を照らしたところ、片隅にパワーショベルが置かれているのを見つけた。X がパワーショベルの運転席を照らすと、噂どおり始動鍵が挿したままになっていた。X は、これを勝手に売却すれば、A に嫌がらせができると同時にいくばくかの金が入ると考え、パワーショベルの型番号をスマートフォンで写真に撮って帰宅した。

翌日、X は別の地域で中古車販売業を営む知人 Y を呼び出し、A の造成現場に置かれているパワーショベルの売却を依頼した。X が山林の造成をしているなどと聞いていなかったのので、Y は不審に思い、X に「そのショベルはあなたのものですか。」と尋ねたところ、X は「知り合いの B が使っていたが、造成の仕事を辞めて遠くに引っ越すので、世話になった礼に自分にくれると伝えてきた。」と嘘を述べた。これを聞いた Y はパワーショベルの売却を引き受け、懇意にしている重機の仲介業者 C に電話をかけ、X から入手していた型番号を伝えて、パワーショベルの売却を申し出た。C は「価格は現地で品物を見て査定します。」といったところ、Y はこれを受け入れた。後日、C が造成工事現場に行くと、現場には誰もおらず、Y から伝え聞いていた型番号のパワーショベルが、始動鍵を挿したままで置かれていた。C は早速査定を行ったところ、新品定価 250 万円の機種であったが、相当年季が入っていたことから、買取価格を 20 万円と評価した。C はその旨を電話で Y に伝えたところ了承したので、パワーショベルを現場から搬出し、事務所に持ち帰った。その後、事務所において、C は代金として現金 20 万円を Y に手渡した。

その翌日、Y は X のもとを訪れ、「パワーショベルの買取価格は 20 万円でしたが、搬出費用などで 5 万円かかりました。私も一応業者なので手数料として 10 万円頂きます。」と行って、X に現金 5 万円を手渡した。X はもともと A に嫌がらせをすることが目的で、金額にはこだわっていなかったのので、特に何もいわずに、この 5 万円を受け取った。実は Y は、X から依頼を受けた後、A に関する噂を耳にし、パワーショベルの搬出の時点で、同人が所有者であることを知っていた。他方、C はこのことを全く知らずに、パワーショベルを買い取っていた。

## 8月号 (527号)

次の事例における X の罪責を論じなさい。

コンピュータ・プログラマー X は、画期的なソフト W を開発した。W は、中央サーバを介さない、いわゆる P2P 技術を応用したファイル共有ソフトである。W を利用すれば、発信元の匿名性を確保しつつ、ユーザー間で直接ファイルのやり取りをしたり、不特定多数のユーザーにファイルを一斉に送信したりすることができる。それにより、インターネットによるコンテンツ流通の迅速性が飛躍的に高まり、各ユーザーは従来よりも容易にインターネット上で必要なファイルを入手したり、情報を発信したりすることができる。もっとも、W はこれまでなかったプログラムであることから、予期しない欠陥 (バグ) などがあるかもしれない。X は、W をより完璧なものにする目的で、自身が開設するウェブサイト上で W を公開して利用に供し、ウェブサイト上に設けた掲示板にユーザーの意見を書き込んでもらって、それを参考にしながら改良に努めた。

数か月後、X は、W に複数の機能を追加した W2 を公開することにした。その時点で W を公開したウェブサイトの掲示板には、W を使って著作権侵害をしているなどの不正利用に関する書き込みが複数みられた。もっとも、そのような書き込みは同一アカウントによるものも多く、また、不正利用をたしなめる書き込みも多かったため、W の不正利用が広がっているかについて、一般的にみて確証が得られない状況であった。X は W2 の公開に際し、念のためウェブサイト上に、「W2 を不正利用することは、絶対にやめてください。」との警告文を付した。

Y は、W2 を使えば発信元を知られることなく、多くの者に自分の好きなコンテンツを楽しんでもらうことができると考え、W2 を利用して、複数のゲームソフトのデータを、ソフトの著作権保有者である原作者 A や制作販売を担う B 社に無断で、不特定多数の者がダウンロードできるようにした。



7月号 (526号)

次の事例における X の罪責を論じなさい。

X は、K 市営地下鉄 S 駅の定期券発売所に設けられた申請用紙の記載台上に、高級ブランドのハンドバッグが置かれているのに気付いた。X は、記載台のそばにいた女性にこのハンドバッグの持ち主かを尋ねたところ、女性は「私は知らないね。」というので、落とし物だと思い、フリマアプリを通じて転売する意思でそのまま持ち去った。実は、このハンドバッグは A が所有するものであり、X が記載台に置かれていることに気付く数分前に、A は窓口で定期券を購入した後、同所にハンドバッグを置いたまま立ち去っていた。X がハンドバッグを持ち去った時、A は定期券発売所から約 20m 離れたところにある地下鉄の改札のすぐ手前にいた。A は改札を通ろうとした時に、ハンドバッグを置き忘れたことに気づき、定期券発売所に戻ったが、ハンドバッグはすでに X が持ち去った後であった。A が定期券発売所を離れてから、ハンドバッグの置き忘れに気付いて記載台に戻るまで、5 分程度経過していた。なお、本件当時、定期券発売所には、ほとんど人はいなかった。

6月号 (525号)

次の事例について、下の問に答えなさい。

Xは、K市内で高級ふぐ料理店Fを営んでいた。Aは、著名な芸術家であるとともに食通としても有名であり、Fの常連客であった。某日夜、Aは、展覧会でお世話になったBおよびCとFを訪れ、ふぐの刺身やふぐ鍋を堪能した後、Xに対し「そろそろ、いつものやつを出してくれ。」と注文した。Fでは常連客の要望に応じ、ふぐの肝を調理して出しており、「いつものやつ」とは、下処理をしたふぐの肝料理を意味していた。Xは、これまでと同様の方法で肝を調理してAらに提供した。B・Cは、ふぐの肝と聞いて食べるのを躊躇したが、Aが、「Fの肝料理は処理が完璧で大丈夫なので、一度試してみてください。美味ですよ。」と勧めるので、両名は恐る恐る1切れ口にし、その間、Aは立て続けに3切れ食べた。会食後、B・CはK市内の自宅に、Aは滞在先のホテルに戻った。

Aは就寝中の午前2時ごろに急に苦しみ出し、嘔吐するなどしたため、同宿の妻Wは、ホテルの支配人Mを部屋に呼んだ。Wから夕食にふぐの肝料理を食べたことを伝え聞いたMは中毒を疑い、すぐに救急車を呼ぼうとしたが、Aが「救急車を呼ばれては大事になって困る。どこかの医院で診てもらいたい。」いうので、Mは知り合いの開業医Dに架電したところ、救急の診療はしていないといわれたが、何とか頼み込んで診てもらうことになった。その後、DはAを診察したが、特段の処置もできないまま、Aは午前3時ごろDの医院において、ふぐ中毒による呼吸不全で死亡した。なお、B・Cには、特に異常はなかった。

K府は、ふぐ取扱条例を定め、試験に合格した者にふぐ処理師の免許を交付し、ふぐの処理を原則として免許保有者に制限するとともに、肝、卵巣、胃腸などの有毒部位の調理、加工、販売は、免許の有無にかかわらず、罰則付きで禁止していた。Xはふぐ処理師免許の保有者で、調理に際し下処理を丁寧に行っていた。そのこともあってか、これまで多数の常連客に肝料理を提供してきたにもかかわらず、Fでは過去10年間の営業で食中毒を出したことはなかった。

問 Aは食通であり、ふぐ料理に関しては、ふぐ毒の危険性も含め、専門の料理人に匹敵するほど知識も豊富であり、Xもそれを知りつつAに肝料理を提供していた。また、午前2時ごろにAが苦しみ出した際、速やかに救急医療を要請していれば、人工呼吸器を用いるなどして、十中八九救命が可能であったが、Aが大事にするのを嫌がり、WやMもAの希望を尊重したため、その機会を逸した。この場合におけるXの罪責を論じなさい(K府ふぐ取扱条例違反の点も含め、特別法上の罪は除く)。

5月号 (524号)

以下の事例におけるXの罪責について論じなさい(特別法違反の点を除く)。

X(47歳, 男性)は, 出勤途中にA(70歳, 男性)と肩が触れた。Xは「すみません。」と言ってすぐに立ち去ろうとしたが, Aは「人にぶつかっておいて, すみません, で済むと思うのか。」などと怒鳴り声をあげて, Xに殴りかかってきた。Xは, 身を守るためにこれに応戦して, Aのパンチをかいくぐり, カウンター気味にその顔面を殴打した(第1暴行)。この殴打自体はそれほど強力なものではなかったが, Aはバランスを崩したため, アスファルトの路面にあおむけに倒れ, その際に後頭部を打った。もっとも, この時点でAの意識は鮮明であり, 立ち上がって再びXを攻撃することは困難であったものの, 不可能ではなかった。これに対し, Xは, Aから理不尽な攻撃を受けたことに立腹しつつも, Aがさらに攻撃してくるのを封じる意図で, 「馬鹿野郎。これ以上俺にかまうな。」といいながら, Aの大腿部を強く蹴った(第2暴行)。その後, Xはすぐに立ち去った。Aは, 加療約2週間の頭部打撲傷を負ったが, それ以外には無傷であった。

#### 4月号 (523号)

以下の事例におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く）。

アパートの住人であるXは、ゴミ出しのトラブルをきっかけに大家A（40歳・女性）と折り合いが悪くなり、Aから退去を強く求められたので、令和6年3月15日に転出した。同年3月20日になって、XはA宅を訪れ、Aの要求に従って退去するのであるから、せめて払込み済みの同年2月分の家賃を返還するようAに求めたが、拒絶された上に、3月15日までの日割家賃の支払いを求められた（そもそも転出に不満のあったXは、3月分の家賃を払っていなかった）。このことに激高したXは、もともと金に困っていたこともあり、この際、Aに暴行を加えて金員を奪おうと思った。そこで、Aの胸ぐらをつかんで玄関先から室内に押し込み、畳の床の上に仰向けに押し倒した。さらに、Aの反抗を抑圧するために、傍らにあった夏蒲団（厚さ約1.5cm）を、床に倒れているAに頭からかぶせ、Aの上に馬乗りになって夏布団の上から顔面を両手で押さえたところ、Aは動かなくなった。その後、Xは室内を物色し、タンスに保管されていた現金10万円を奪って逃走した。

実は、Aにはもともと心臓に持病があった。そのため、Xに夏蒲団の上から両手で顔面を押さえられた際、Aは、一時的に鼻と口を塞がれて窒息し、このことに起因する急性心不全により、Xの暴行の直後に死亡していた。もともと、Xの一連の暴行は、夏蒲団の上から両手で顔面を押さえたことも含め、Aが罹患していた心臓の病気のない健常な者であれば、別段命にかかわるものではなかった。また、Aの持病については、Aと彼女の主治医しか知らず、日常生活に特段支障のあるものでもなかった。